

教職員の懲戒処分等について

令和8年10月9日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 講師（非常勤） （69歳）	減給10分の1 3月	令和8年5月上旬、授業中、女子生徒2名に対して、当該女子生徒の左手を前に出させ、当該女子生徒の左手首を自身の左手で掴んで押さえて机につかせた上、右手で握った彫刻刀を当該女子生徒の左手の指の間に数回突いた。この行為は教育上の必要性を欠く危険な行為である。 また、同年6月中旬、授業中、男子生徒1名に対して「ガムを噛んだらどうか」と言いながら自身の右手人差し指を当該男子生徒の口の中に入れた。この行為は不適切な行為である。 さらに、同年6月18日（木）、校内の廊下において、女子生徒が他の教職員と話をしている横を通る際、当該女子生徒の後方から、自身の右手人差し指及び中指の第一関節側面で当該女子生徒の左肩甲骨付近を2回触り、当該女子生徒に不快感を与えた。この行為はセクシュアル・ハラスメントに該当する行為である。 これらのことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条並びに信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長に対しては、「厳重注意」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田

（内線）4922

（直通電話）082 - 513 - 4922

（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp